

○豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成24年3月21日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、村民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図るため、地球温暖化対策設備（太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム、蓄電池（以下「システム」という。））を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する村内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを設置する者
- (2) 村税を滞納していない者

(補助対象及び補助金の額)

第3条 補助対象及び補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、システムに係る設置工事の着工前に、豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置事業費が分かる書類（工事請負契約書、見積書等）の写し
- (2) システムの仕様が分かるパンフレット等
- (3) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (4) 工事着工前の現況写真
- (5) 納税証明書（ただし、村税が賦課されていない者は除く。）
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、補助金の交付申請の受付を先着順に行う。

3 村長は、交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申込みを受理しないことができる。

4 村長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請をした者に通知するものとする。

(計画変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、交付申請した補助事業等の内容について計画変更（廃止及び中止を含む）をする場合は、直ちに豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。ただし、計画変更による補助金の交付決定額を増額することはできない。また、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない補助対象事業の計画の軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 村長は、前項の変更承認申請書を受理したときは変更内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、変更を認める場合は豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、システムの設置等を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置事業費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約の締結に関する通知の写し（ただし、蓄電池のみの設置の場合は除く。）
- (3) システムの設置状況が確認できる写真
- (4) 補助事業者がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 前項に規定する完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い期日とする。

- (1) 電力会社との系統連系・受給開始日
- (2) システム設置費用の支払いが完了した日

（確定通知書）

第7条 村長は、前条の住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金の額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）による請求をしなければならない。

2 村長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

（処分の承認）

第9条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助事業により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第8号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

(補助金交付の取消し)

第10条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定によりシステムを処分したとき。

(補助金の返還)

第11条 村長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第12条 村長は、補助事業者に対し、必要に応じてシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年告示第22号)

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第13号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年告示第1号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象	補助要件	補助金の額
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	家庭用エネルギー管理システム (1)家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。	1万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	家庭用燃料電池システム (1)燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り	10万円

	出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。	
蓄電池	蓄電池 (1) リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備えてあるもの。 (2) 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電力活用ができるもの。 (3) 住宅に太陽光パネルが設置してあり、太陽光パネルで発電した電力の蓄電が出来るもの。	40万円
電気自動車等充給電設備	電気自動車等充給電設備 (1)電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。	5万円
太陽熱利用システム	太陽熱利用システム (1)太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部または蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの(以下「自然循環型」という。)又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの(以下「強制循環型」という。)	自然循環型 1万6千円
		強制循環型 4万8千円

<p>一体的導入 (住宅用太陽光発電システム・家庭用エネルギー管理システム・蓄電池のすべてを設置すること)</p>	<p>住宅用太陽光発電システム</p> <p>(1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)が10キロワット未満のもの。</p> <p>(2) 電力会社と電力受給契約を締結していること。</p> <p>(3) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うものであること。</p> <p>家庭用エネルギー管理システム</p> <p>(1) 補助対象、家庭用エネルギー管理システムと同じ。</p> <p>蓄電池</p> <p>(1) 補助対象、蓄電池の補助要件と同じ。</p>	<p>46万2千8百円</p>
<p>一体的導入 (住宅用太陽光発電システム・家庭用エネルギー管理システム・電気自動車充電設備のすべてを設置すること)</p>	<p>住宅用太陽光発電システム</p> <p>(1) 補助対象、一体的導入(住宅用太陽光発電システム)と同じ。</p> <p>家庭用エネルギー管理システム</p> <p>(1) 補助対象、家庭用エネルギー管理システムと同じ。</p> <p>電気自動車充電設備</p> <p>(1) 補助対象、電気自動車充電設備と同じ。</p>	<p>11万2千8百円</p>
<p>一体的導入【ZEH】 (住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、高性能外皮等のすべてを設置すること)</p>	<p>住宅用太陽光発電システム</p> <p>(1) 補助対象、一体的導入(住宅用太陽光発電システム)と同じ。</p> <p>家庭用エネルギー管理システム</p> <p>(1) 補助対象、家庭用エネルギー管理システムと同じ。</p> <p>高性能外皮等</p> <p>(1) 新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス※(以下「ZEH」という。)に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(家庭用燃料電池シス</p>	<p>16万2千8百円</p>

	テムを除く) 及び換気設備をいう。	
一体的導入 (住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、断熱窓改修工事のすべてを設置すること)	住宅用太陽光発電システム (1)補助対象、一体的導入(住宅用太陽光発電システム)と同じ。 家庭用エネルギー管理システム (1)補助対象、家庭用エネルギー管理システムと同じ。 断熱窓改修工事 (1)既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換(ガラス交換、カバー工法(既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。)及び建具交換(障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。))による断熱改修工事をいう。	12万2千8百円
共通の要件	・未使用品であること	

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

豊根村長様

申請者 住所 豊根村

氏名

㊟

電話

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり 年度豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額	金	円		
2 システム設置場所	豊根村			
3 設置規模 (最大出力値)	____. ____ kW (小数点以下第2位未満四捨五入)			
4 事業費の内訳	設置費合計 (A+B)	村補助金 (A)	自己資金 (B)	
	円	円	円	
5 補助対象期間	補助対象事業着工予定日	年	月	日
	補助対象事業完了予定日	年	月	日
6 添付書類	1 システムの設置事業費が分かる書類 (工事請負契約書、見積書等)の写し 2 システムの仕様が分かるパンフレット等 3 システムを設置しようとする住宅の位置図 4 工事着工前の現況写真 5 納税証明書 (ただし、村税が賦課されていない者は除く。) 6 その他村長が必要と認める書類			

様式第2号(第4条関係)

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊根村長

年 月 日付けで申請のあった豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記により交付する。

記

I. 交付金額 金 円

II. 交付条件等

- 1 補助対象者は 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。  
補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ村長に届け出て、その承認を得なければならない。
- 2 承認事項
  - (1)補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ村長の承認を得なければならない。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
    - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
  - (2)補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を村長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告  
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、村長の要求があったときには、直ちに村長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に関わる事業完了後30日以内（第6条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

村長は4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

豊根村長様

申請者 住所 豊根村

氏名

㊞

電話

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更承認申請書

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金交付決定内容の変更の承認を申請します。

記

1 交付決定番号	豊住 第 号		
2 交付決定年月日	年 月 日		
3 変更等の区分	変 更	中 止	廃 止
4 変更の内容	変 更 前		変 更 後
5 変更後の補助金 交付申請額	金 円		
6 変更の理由			

様式第4号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊根村長

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定内容の変更（補助事業の中止・廃止）について承認します。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

豊根村長様

申請者 住所 豊根村

氏名

㊟

電話

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり 年度豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助事業が完了したので報告します。

記

1 交付決定番号	豊住 第 号		
2 交付決定年月日	年 月 日		
3 交付決定額	金 円		
4 システム設置場所	豊根村		
5 設置規模 (最大出力値)	____. ____ kW (小数点以下第2位未満四捨五入)		
6 事業費の内訳	設置費合計 (A+B)	村補助金 (A)	自己資金 (B)
	円	円	円
7 補助対象期間	補助対象事業着工日	年 月 日	
	補助対象事業完了日	年 月 日	
8 添付書類	1 システムの設置事業費に係る領収書及び内訳書の写し 2 電力会社との電力受給契約の締結に関する通知の写し (ただし、蓄電池のみの設置の場合は除く。) 3 システムの設置状況が確認できる写真 4 補助事業者がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し 5 その他村長が必要と認める書類		

様式第6号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

豊根村長

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け、 豊住第 号で交付決定した豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき下記のとおり金額が確定しました。

記

確定額 金 円

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

豊根村長様

申請者 住所 豊根村

氏名

㊟

電話

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年度豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付確定通知番号	豊住 第 号	
2 交付確定年月日	年 月 日	
3 交付請求金額	金	円
4 交付確定額	金	円
5 振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 本・支店 農 協
	口座の種別	普通 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

※ 該当する項目を○で囲んでください。

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

豊根村長様

申請者 住所 豊根村  
氏名  
電話

㊟

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助事業により取得した財産の  
処分に関する承認申請書

豊根村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のと  
おり財産処分の承認を申請します。

記

1 設置場所	豊根村
2 処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他
3 処分の理由	
4 処分の相手方	住所 氏名 電話 ( ) —
5 処分の時期	年 月 日から

※ 該当する項目を○で囲んでください。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)